

鳩山法相発言に三つの批判

志布志事件「冤罪と呼ぶべきではない」

刑事裁判の常識欠如



鹿児島県津久が公職選挙法違反の罪に問われた「志布志(しぶし)事件」は十一年受審への無罪判決から、きよまの十一年。無罪判決は確定し、逆一巡回の捜査員が特別公務員暴行陵辱罪に問われるなど、十二人は新たな難を迎えるはずだったが、鳩山邦夫法相の不意の発言に、悪いは諦めにじられた。鳩山発言について、専門家からは「不意論だけでなく憲法上も問題の批判が相次いでいる。刑事裁判の基本を理解しているのか」との声も上がっている。(中川隆太)



無罪判決から1年

無罪判決に満ちた支持者たち。昨年2月、鹿児島地裁で

問題の発言は、全国の高検、地検トップが集まる十三日の検察長官会談で飛び出した。鳩山氏は志布志事件に言及し「冤罪と呼ぶべきではない」と述べた。

同日午後、「冤罪」という言葉は全く別の人を逮捕し、服役後に真犯人が現れるなど百パーセントおれぬ場合を言い、それ以外の無罪事件まで冤罪を適用すると、おまそ無罪というのは全部冤罪になってしまうのではないかと説明した。十六日になると「法務省や検察が昨日も言っていることを言ったと変わり「真犯人が後から現れた場合を冤罪」と言い、裁判での無罪は冤罪と表現しないのは法務省、検察側の基本的な考え方」とした。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

同日午後、「冤罪」という言葉は全く別の人を逮捕し、服役後に真犯人が現れるなど百パーセントおれぬ場合を言い、それ以外の無罪事件まで冤罪を適用すると、おまそ無罪というのは全部冤罪になってしまうのではないかと説明した。十六日になると「法務省や検察が昨日も言っていることを言ったと変わり「真犯人が後から現れた場合を冤罪」と言い、裁判での無罪は冤罪と表現しないのは法務省、検察側の基本的な考え方」とした。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

志布志事件の無罪判決は二〇〇三年の鹿児島県選で公選法違反(買収)の罪に問われた中山信一被告と妻、被買収者

同日午後、「冤罪」という言葉は全く別の人を逮捕し、服役後に真犯人が現れるなど百パーセントおれぬ場合を言い、それ以外の無罪事件まで冤罪を適用すると、おまそ無罪というのは全部冤罪になってしまうのではないかと説明した。十六日になると「法務省や検察が昨日も言っていることを言ったと変わり「真犯人が後から現れた場合を冤罪」と言い、裁判での無罪は冤罪と表現しないのは法務省、検察側の基本的な考え方」とした。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

志布志事件の無罪判決は二〇〇三年の鹿児島県選で公選法違反(買収)の罪に問われた中山信一被告と妻、被買収者

同日午後、「冤罪」という言葉は全く別の人を逮捕し、服役後に真犯人が現れるなど百パーセントおれぬ場合を言い、それ以外の無罪事件まで冤罪を適用すると、おまそ無罪というのは全部冤罪になってしまうのではないかと説明した。十六日になると「法務省や検察が昨日も言っていることを言ったと変わり「真犯人が後から現れた場合を冤罪」と言い、裁判での無罪は冤罪と表現しないのは法務省、検察側の基本的な考え方」とした。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

このように、判決は「事なかれ」で逃げた疑い者を厳しく指摘、認罪協定による冤罪よりチが悪い」とは一日腹立た。

すがない。

こちら特報部

「またかーと済まされがちな鳩山発言だが、専門家からは三つの批判が噴出し

①クロ以外は全部シロ

第一の問題は「無罪でも冤罪とは限らない」という鳩山氏の認識。

「真犯人が出てくれば、は犯人全開通だ場合をイメージしたのだろうか、非罪事件は空中楼阁のようなあり得ない話で、事件自体が存在しないのではない、悪意が際立っているの認識を持たなければいけない」と話すのは元東京地検事務の落合洋司弁護士。刑事訴訟の世界では「クロ以外は全部シロ」と、灰色無罪、は灰色みだいなことを言うのは不見識。法相の資格がない」とも。

慶応大学の小林節教授(憲法学)は「大森林によれば、冤罪とは「罪がないのに、疑われたり罰を受けたりすること」。捜査段階におけるものと、裁判によるものと、二種がある。今回は前者だが、捜査責任者の全国会議の発言なのに内容が正確でなく、失礼が確定した被害者にも失礼。上智大学田島孝彦教授(憲法)、メディア法もとは何事か」とため息をつく。「冤罪は国権分立犯罪のな

呈露問題も憲法上

②三権分立の規定に違反

二目的の問題は、立法院の二議員(国会議員)かつ行政の長(法相)である鳩山氏が司法に口をばさることは憲法上三権分立違反の批判だ。

落合氏は「志布志事件は検察が検挙できず、判決に異議申し立てはできません」と決定的敗北。裁判官は疑獄事件で完全無罪出ると検事が諦めし、あつて、それとは逆に、あつてから「冤罪」やないとか言るのは権分立上、問題だ。田島氏は「法相が閣僚裁判について発言すると百体、憲法上、問題だが、特に、公務員の特別犯罪についてものを言うのは権分立の面で望ましくない」と主張す。

③法務・検察に責任を転嫁

そして、三目的は、「灰色扱い」した発言が問題視される。「法務・検察が言っている」と弁明する鳩山氏の姿の早急な。落合氏は「法務・検察には責任を転嫁するは幼稚極」二刀論断。「検察が一種の偽善師として、一本は犯人だ」と言っている、は「二裁判官がバカだから」

では上げでそのもの事件

鳩山氏の言うように白帯でというセリフに言にした。見解とまで言ふなら、誰の言は、まじで法務・検とが一度や二度はある。中見解なのか明らかになり、山さんらしい無罪判定。裁判官は知らない、かもし、後、も、二に類する」と定。最高裁の態度も不可解。前記、メディアに「裁判官がバカだから」



①「踏みす」に支自白強要、特別公開審判行進審判に問われた法務副大臣落合洋司。昨年11月、鹿児島地裁で。②当初から冤罪と確信していた裁判官が中山道一元(左)と一審「真犯人」の証言をばらばら別れないとある。昨年11月、鹿児島地裁で。



認是の黙暗、怖い、最高裁さめ呈言苦

員を感ねるような犯人報道はするな」と迫る一方、踏みすを越つた元審判に間接的にエールを送つた鳩山氏には苦言のつも呈さなから。小林氏は「裁判官制度の実態を前に、予断を与える報道をなないようにお願い。警察官の刑事責任を問う訴訟が進行している中、法相発言は不当だ。田島氏は「最高裁は苦言の構えだが、沈黙は黙是の認識と受け取られる。現職裁判官にプレッシャーが出ない、とが怖い、笑いかけては、従来も、司法は政治の追認が日本のパターンだ。」「最高裁の言っている」とは、し、せ、その程度なんですよ」と言は、罪の外国人全連江のおそれあり、と句(拘束)したりしている。裁判官自身が「犯人扱」をやっているのでないかと皮肉った。

デスクメモ

政治界の最大の優先通員は「二審」だ。時とすれば有罪の心をも大きく動かさ、人を罰つてもいい。志布志事件は、悔しさのあり、自白未遂、会社をく(な)って生活苦。たとえ何と名は罰して、も、罰の懲えいな人生をみ出した。「冤罪ではな」一発白、裁判官に違をすり込む。法相との白覚は多めのか。(欄)